

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置法に基づく  
「緊急事態宣言」を踏まえた啓発施設の対応について

令和2年5月1日  
独立行政法人北方領土問題対策協会

当協会では、新型コロナウイルス感染症に関する特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を踏まえ、下記のとおり当協会所有の北方領土啓発施設を休館とさせていただきます。  
現下の状況を鑑み、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

○ 啓発施設

- (1) 北方館・望郷の家（根室市）
  - ・ 期 間 緊急事態宣言を踏まえ、「当分の間」
- (2) 別海北方展望塔（別海町）
  - ・ 期 間 緊急事態宣言を踏まえ、「当分の間」
- (3) 羅臼国後展望塔（羅臼町）
  - ・ 期 間 緊急事態宣言を踏まえ、「当分の間」